

## 令和3年度の年金額の改定

総務省から今年1月に公表された「令和2（2020）年平均の全国消費者物価指数」を踏まえ、令和3（2021）年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%の引き下げとなります。新しい年金額は、通常、4月分の年金が支払われる6月から適用されます。また、令和3年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額等については、令和2年度からは変更ありません。

令和3年度の新規裁定者（67歳以下）の年金額の例		
【月額】	令和2年度	令和3年度
国民年金 【老齢基礎年金（満額）：1人分】	65,141円	65,075円 （▲66円）
厚生年金 【夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額 <sup>(※)</sup> 】	220,724円	220,496円 （▲228円）

(※) 平均的な収入：平均標準報酬（賞与を含む月額換算）43.9万円で40年間就業した場合に受給し始める年金：老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額）の給付水準です。

在職老齢年金に関する詳細は日本年金機構ホームページから   でご確認ください。

## 令和3年度 国民年金保険料について

令和3（2021）年度および令和4（2022）年度の国民年金保険料（月額）が改定されます。令和3年4月分の国民年金保険料から、下記の新しい額に変更となります。

国民年金保険料額	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実際の定額保険料額 （前年度の保険料との比較）	16,540円	16,610円 （+70円）	16,590円 （▲20円）

令和3年度 国民年金保険料額	定額保険料	4分の3保険料 <sup>(※)</sup>	半額保険料 <sup>(※)</sup>	4分の1保険料 <sup>(※)</sup>
	16,610円	12,460円	8,310円	4,150円

(※) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出し承認された場合の保険料額

## 令和3年度 神奈川支部の保険料率が変わります

協会けんぽ神奈川支部の保険料率は、令和3年3月分（4月納付分）から改定されます。加入者のみなさまの健康や生活を支え、今後も安心して医療を受けられるよう、保険料のご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

	令和3年2月分 （3月納付分）まで	令和3年3月分 （4月納付分）から
●健康保険料率 給与・賞与の	<b>9.93%</b>	給与・賞与の <b>9.99%</b>
●介護保険料率 給与・賞与の	<b>1.79%</b>	給与・賞与の <b>1.80%</b>

\* 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
\* 賞与については、3月1日支給分から変更後の保険料率が適用されます。

## 保険料率はどう決まるのか？

協会けんぽの保険料率は、加入者のみなさまの医療費にもとづき、都道府県ごとに算出されます。

都道府県別に保険料を設定しているのは、地域ごとに必要な医療費（支出）が異なるためです。疾病の予防などの取組により、都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることになります。

また、都道府県ごとの保険料率は、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の差を、都道府県間で相互に調整したうえで設定されます。



## 協会けんぽの出張窓口終了のお知らせ

横浜中年金事務所・川崎年金事務所内の協会けんぽの出張窓口は、**令和3年5月14日（金）**をもって終了いたします。窓口をご利用のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

